



# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	1
保安林の指定の予定(五八九・森林整備課)	2
保安林の指定解除予定通知(五九〇・森林整備課)	2
公共測量実施の通知(五九一・建設管理課)	2
道路の供用開始(五九二・道路環境課)	2
河川区域の変更による廃川敷地等(五九三・河川課)	2

森 林 の 所 在 場 所	郡 市	山 本 郡	
	町 村	琴 丘 町	
全 面 積	大 字	上 岩 川	
	字	北 川 原 仮 戸	
台 帳 見 込 み (ヘクタール)	地 番	十 三 の 六	
	(平方メートル)	一 五、七 九 〇	
保安林指定 見込面積 (ヘクタール)	見込面積	一・五 七 九 〇	
	指定の目的	土 砂 の 流 出 の 防 備	
指 定 施 業 要 件	立木の伐採の方法	伐採種別	皆 伐
		標準伐期齢	主伐として伐採をすることができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす
	立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種	特別伐採の場合	(附属明細書のとお
		その他	(附属明細書のとお

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに山本郡琴丘町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 告 示

秋田県告示第五百八十九号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき告示する。  
 平成十六年七月十三日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

## 公 告

土地改良区の役員の新任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)…………… 3  
 土地改良区の新設土地改良事業の施行の認可(仙北地域振興局農林部)…………… 3  
 市町村管土地改良事業の施行の同意(仙北地域振興局農林部)…………… 3  
 人事委員会公告  
 平成十六年度秋田県職員採用試験公告(短大卒業程度試験及び高校卒業程度試験)…………… 3  
 平成十六年度警察官採用試験公告…………… 6

秋田県告示第五百九十号  
 農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年七月十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 解除予定保安林の所在場所  
鹿角市八幡平字熊沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 三 解除の理由 指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び鹿角地域振興局農林部並びに鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第五百九十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり秋田市長から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十六年七月十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類  
公共測量（基準点測量、出来形確認測量）
- 二 作業を行う地域  
秋田市中通七丁目の一部、東通仲町の一部、手形字山崎の一部、手形字西谷地の一部及び榎山字長沼の一部
- 三 作業を行う期間  
平成十六年七月十二日から平成十七年三月二十五日まで

秋田県告示第五百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年七月十三日

- 一 供用開始の区間  
秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
-------	-----	---	---

県道	野崎十文字線	平鹿郡大雄村田根森字精兵村二〇番から字本庄道北鯨堰添三三番一地先まで
----	--------	------------------------------------

- 二 供用開始の期日 平成十六年七月十三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
（一）場所 建設交通部道路環境課  
（二）期間 平成十六年七月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第五百九十三号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年七月十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 一級河川 田沢川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年六月二十二日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
由利郡矢島町元町字成沢二百八十九番から二百九十四番、同字田屋二百番から二百四番、同町荒沢字金沢二百三十四番から二百三十八番、同字矢越三百四十六番から三百四十八番及び同字金沢沖百七十三番から百七十五番	土 地	五、八八二・七〇平方メートル

- 四 その他  
関係図面は、建設交通部河川課及び由利地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新城川土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

秋田市金足堀内字堀内八十五番地

〃 〃 上新城中字家ノ後二百二十番地一

〃 〃 飯島字田尻二十三番地

南秋田郡天王町天王字上出戸二百六十五番地

秋田市金足下刈字館越百六番地

南秋田郡天王町天王字羽立百八十三番地

秋田市飯島字天ノ袋三十番地一

〃 〃 天王町天王字二田百四十八番地三

秋田市下新城中野字街道端西六十九番地

南秋田郡天王町天王字上江川一番地一

秋田市上新城中字家ノ後二百十九番地

二 就任理事の住所及び氏名

秋田市上新城中字家ノ後二百十九番地

〃 〃 飯島字天ノ袋三十番地一

〃 〃 字田尻二十三番地

〃 〃 金足堀内字堀内八十五番地

〃 〃 下刈字館越百六番地

〃 〃 下新城中野字街道端西六十九番地

〃 〃 長岡字長岡七十八番地

南秋田郡天王町天王字二田百四十八番地三

〃 〃 〃 字羽立百八十三番地

〃 〃 〃 字上出戸二百六十五番地

〃 〃 〃 字上江川一番地一

三 退任監事の住所及び氏名

秋田市上新城中字家ノ後二百十五番地

伊藤俊雄	小 林 俊 夫	保 坂 眞 人	菊 地 福 一 郎	菊 地 公 明	安 田 雄 之 助	保 坂 壽 英	高 橋 善 知	真 壁 未 治 郎	中 川 金 作	藤 原 明 正	若 狭 清 美	若 狭 清 美	保 坂 眞 人	保 坂 眞 人	伊 藤 俊 雄	菊 地 公 明	中 川 金 作	安 田 友 一	真 壁 未 治 郎	安 田 友 一	真 壁 未 治 郎	安 田 友 一	菊 地 公 明	菊 地 公 明	藤 原 明 正	藤 原 明 正	石 井 金 悦
------	---------	---------	-----------	---------	-----------	---------	---------	-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-----------	---------	-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

秋田市金足岩瀬字後田三十七番地

〃 〃 飯島長野本町四番十三号

〃 〃 下新城岩城字槻ノ木九十八番地

南秋田郡天王町大崎字上沖中谷地十七番地一

就任監事の住所及び氏名

秋田市上新城道川字堂田六十番地

南秋田郡昭和町乱橋字宅地家後二十九番地

〃 〃 天王町大崎字上沖中谷地十七番地一

小野金孝	保坂二郎	石川敏雄	三浦米春	佐藤俊一郎	高橋善知	三浦米春
------	------	------	------	-------	------	------

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、仙北郡千畑町土地改良区から申請があった新たな土地改良事業（下鶴ヶ沢地区単小規模土地改良事業（かんがい排水））の施行について、平成十六年七月六日認可したので、同条第十一項に基づき、公告する。

平成十六年七月十三日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、太田町から協議があった土地改良事業（太田田園地区農村振興総合整備統合補助事業（むらづくり交付金））の施行について、平成十六年七月六日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月十三日

秋田県知事 寺田典城

人事委員会公告

平成16年度秋田県職員採用試験公告（短大卒業程度試験及び高校卒業程度試験）人事委員会規則4・5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成16年7月13日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

- 1 試験の種類及び程度
  - 短大卒業程度試験
  - 高校卒業程度試験
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定 人員(人)	職 務 内 容
短大	1	知事部局又は教育庁の課及び地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事する。
	9	大平療育園、脳血管研究センター、リハビリテーション・精神医療センター等に勤務して専門的技術業務に従事する。
	1	臨床検査技師
卒業程度	1	保健師
	2	診療放射線技師
	1	農業
高校卒業程度	2	小学校、中学校又は県立学校に勤務して専門的技術業務に従事する。
	5	知事部局又は教育庁の課及び地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事する。
	1	知事部局の課又は地方機関に勤務して専門的技術業務に従事する。
警察事務	7	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事する。

3 給与

初任給(平成16年4月1日現在)は原則として次のとおり支給される。

試験区分	給料表の種類	職務の級及び 号給	給 料 月 額
	給料表の種類	職務の級及び 号給	給 料 月 額
	医療職給料表	2級2号給~	178,900円~

短大	看 護 師	(三)	2級3号給	187,300円
保健師	医療職給料表 (三)	2級3号給~ 2級4号給	187,300円~ 196,600円	
臨床検査技師 診療放射線技師	医療職給料表 (二)	1級6号給~ 2級2号給	165,500円~ 176,600円	
卒業程度	学校 栄 養 士	1級4号給~ 2級2号給	151,300円~ 176,600円	
上記以外の試験 区分	行政職給料表	1級5号給	148,500円	

高校卒業程度 全 試 験 区 分	行政職給料表	1級3号給	138,800円
---------------------	--------	-------	----------

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者(短大卒業程度試験のうち、「看護師」、「臨床検査技師」、「保健師」、「診療放射線技師」及び「学校栄養士」を除く。この場合、外国籍の者で就職が制限される在留資格のものは受験できない。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

(1) 短大卒業程度

ア 一般事務及び農業

昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者が受験できる。

ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成17年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

イ 看護師

昭和44年4月2日以降に生まれた者であって、看護師の免許を有するもの

又は平成16年度中に実施する看護師国家試験で看護師の免許を取得する見込みのものが受験できる。

- ウ 臨床検査技師  
昭和52年4月2日以降に生まれた者であって、臨床検査技師の免許を有するもの又は平成16年度中に実施する臨床検査技師国家試験で臨床検査技師の免許を取得する見込みのものが受験できる。
- エ 保健師  
昭和52年4月2日以降に生まれた者であって、保健師の免許を有するもの又は平成16年度中に実施する保健師国家試験で保健師の免許を取得する見込みのものが受験できる。

オ 診療放射線技師  
昭和52年4月2日以降に生まれた者であって、診療放射線技師の免許を有するもの又は平成16年度中に実施する診療放射線技師国家試験で診療放射線技師の免許を取得する見込みのものが受験できる。

- カ 学校栄養士  
昭和52年4月2日以降に生まれた者であって、栄養士の免許を有するもの又は平成17年3月31日までと同免許を取得する見込みのものが受験できる。
- キ 高校卒業程度  
昭和54年4月2日から昭和62年4月1日まで生まれた者が受験できる。

ただし、学校教育法による大学（短期大学を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者若しくは平成17年3月31日までこれらの学校を卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

- 5 試験の実施日、場所、方法等  
(1) 第1次試験  
ア 実施日  
平成16年9月26日(日)

- イ 場所  
秋田経済法科大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1
- ウ 方法  
短大卒業程度試験については、短期大学卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「看護師」、「臨床検査技師」、「保健師」及び「診療放射線技師」は専門試験を行わない。

高校卒業程度試験については、高等学校卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「一般事務」及び「警察事務」は専門試験を行わ

ない。

- エ 合格者の発表  
平成16年10月15日(金)に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

- (2) 第2次試験  
ア 実施日及び場所  
平成16年11月中旬に、秋田市において行う。
- イ 方法  
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。

- (3) 資格調査  
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。
- (4) 最終合格者の発表  
平成16年11月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

- 6 採用の方法及び予定時期  
(1) 方法  
最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に記載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は、掲示された者の中から採用者を決定する。ただし、短大卒業程度試験の「看護師」、「臨床検査技師」、「保健師」、「診療放射線技師」及び「学校栄養士」の最終合格者で各試験区分ごとの受験資格に定める免許を取得する見込みの者が、「看護師」、「臨床検査技師」、「保健師」及び「診療放射線技師」については平成16年度中に実施する国家試験で当該免許を取得できなかった場合及び「学校栄養士」については栄養士の免許を平成17年3月31日まで取得できなかった場合は、それらの者は採用候補者名簿から削除される。

- (2) 予定時期  
原則として平成17年4月以降。ただし、短大卒業程度「看護師」で看護師の免許を有する者については、平成16年12月以降に採用される場合がある。

- 7 受験手続  
(1) 受験申込書の交付  
秋田県人事委員会事務局、県庁1F総合案内窓口、総合生活文化会館(アトリエオン) インフオメーション、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び産業観光センターにおいて交付する。
- (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要な事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成16年7月20日（火）から8月11日（水）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成16年8月11日（水）までの消印のあるもの限り、受け付ける。

8 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018（860）3253）に行うこと。
- (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成16年度警察官採用試験公告

人事委員会規則4 - 5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成16年7月13日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

平成16年度警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官 B	秋田県、埼玉県、千葉県及び神奈川県の名人事委員会並びに警視庁
女性警察官 B	秋田県人事委員会

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員(人)			
		秋田県	埼玉県	千葉県	神奈川県 警視庁
警察官 B	高等学校卒業程度	17	2	2	2

女性警察官 B	高等学校卒業程度	3
---------	----------	---

警察官 B の受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与（平成16年4月1日現在の秋田県の例）

学 歴	給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
高等学校卒業程度	公安職給料表	1級2号給	156,700円

以上のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年 齢 ・ 性 別
警察官 B	埼玉県 神奈川県	昭和50年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた男性
		昭和49年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた男性
女性警察官 B	警 視 庁	昭和49年9月21日から昭和62年4月1日までに生まれた男性
		昭和50年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた女性
女性警察官 B	秋 田 県	昭和49年9月21日から昭和62年4月1日までに生まれた女性

ただし、次のいずれかに該当する者は受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成17年3月31日までに卒業の見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると人事委員会が認める者

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成16年9月19日（日）

イ 場所

大館市、秋田市及び横手市

ウ 方法

高等学校卒業程度の教養試験、作文試験及び身体検査を行う。

エ 合格者の発表

(ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

平成16年10月8日（金）に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

平成16年11月中旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日

(ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

平成16年11月上旬

(イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

平成16年11月下旬

イ 場所

秋田市

ウ 方法

(ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体精密検査及び体力検査を行う。

(イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

ア 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

平成16年11月下旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

イ 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

平成17年1月中旬以降に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、秋田県警察官B及び秋田県女性警察官B採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官B採用候補者名簿に登載され、当該都県の警視総監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視総監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 予定時期

平成17年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1F総合案内窓口、総合生活文化会館（アトリオン）インフォメーション、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び産業観光センターにおいて交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成16年7月20日（火）から同年8月11日（水）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成16年8月11日（水）までの消印のあるもの限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018（860）3253）秋田県警察本部警務課（秋田市山王四丁目1番5号 電話018（863）1111 内線2623～2624）又は県内の各警察署に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成十二年三月二十八日(第千五百五十一号)掲載の秋田県告示第一百八号(道路区域の変更)  
(原稿誤り)

ページ	段	行	誤	正
五		終わり から五 〜七	一・五二二	一・八三二
六		終わり から一 〜五	一・五二二	一・八三二
		一〜五	一・〇九四	一・三六二

購読料 一月三千六百七十五円(税込)

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者

印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号

株式会社 松原印刷社

電話(862)8766 FAX(863)0005

E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp

秋田市山王七丁目五番二十九号 松原印刷社

